## 教育委員会(<u>議案</u>·報告)第5号

(所 管) 総務部 総務課

件 名	切 官) 総務部 総務課
	について
提案理由	堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和元年規則第93号)の一部改正を踏まえ、教育委員会が任命する会計年度任用職員の期末手当の規定について、市の他の会計年度任用職員との均衡を図るため、所要の改正等を行うものである。
議案(報告)の 概要又は要旨	<ol> <li>改正の内容         <ul> <li>(1) 会計年度任用職員の期末手当について令和5年6月以降に支給するものの支給割合を100分の122.5から100分の125に引き上げるもの。</li> <li>(2) 規定の整備を行うもの</li> <li>2. 施行期日令和5年4月1日から施行する。</li> </ul> </li> </ol>
備考	
議決後必要と なる取組	<ul> <li>この案件の教育委員会議決後は、</li> <li>■ 上記案により、公布する。</li> <li>□ 令和 年 第 回市議会(定例会・臨時会)に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</li> <li>□ その他( )</li> </ul>

->-	$\rightarrow$	F-F-	_	$\rightarrow$
議	1		L .	<u> </u>
=4P	-	#	· `	一

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則について、次のと おり改正する。

> 令 和 5年 2月 21日 堺 市 教 育 委 員 会 教育長 粟 井 明 彦

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の 一部を改正する規則

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和2年教育委員会規 則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「勤務時間条例」を「堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和46年条例第18号)」に改める。

第11条第1項中「100分の122.5」を「100分の125」に改める。 附則第4項中「100分の122.5」を「100分の125」に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和2年教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行

(費用弁償の特例)

第7条 第5条第1項第5号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の 通勤に要する費用の費用弁償の支給日は、市規則第5条第1項の規定 にかかわらず、その勤務のあった日の属する月の翌月の20日(その 日が休日(<u>勤務時間条例</u>第6条第1項に規定する休日及び年末年始の 休日をいう。以下同じ。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その 日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日) とする。

(時間額パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

- 第11条 市規則第4条第1項第2号に規定する時間額パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、市規則第9条第3項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額とする。
- 2 (略)

附 則

(経過措置)

- 3 (略)
- 4 前項の規定に基づき基本報酬の支給を受ける者に対する第11条第

改正後 (案)

(費用弁償の特例)

第7条 第5条第1項第5号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の 通勤に要する費用の費用弁償の支給日は、市規則第5条第1項の規定 にかかわらず、その勤務のあった日の属する月の翌月の20日(その 日が休日(堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和4 6年条例第18号)第6条第1項に規定する休日及び年末年始の休日 をいう。以下同じ。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前 において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)とす る。

(時間額パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

- 第11条 市規則第4条第1項第2号に規定する時間額パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、市規則第9条第3項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額とする。
- 2 (略)

附則

(経過措置)

- 3 (略)
- 4 前項の規定に基づき基本報酬の支給を受ける者に対する第11条第

1項の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、同項中 「100分の122.5」とあるのは、「100分の130」とする。 1項の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、同項中 「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。